

提 案 理 由

大阪戦略調整会議は、その設置条例において年4回開催することとされているものの、会議の構成主体である3首長及び各会派において、会議を開催する必要がないとの意見が大半を占めるなど、平成27年9月の開催を最後に開催されていない状況にある。

一方、地方自治法が改正され、平成28年4月から指定都市都道府県調整会議が設置され、当該会議において都道府県と政令指定都市間における二重行政の解消その他の行政課題について協議がなされることとなった。

大阪戦略調整会議については、開催の必要性が薄れており、今後の開催も見込まれず、所期の目的を果たすことができないことが明らかであることから、大阪戦略調整会議の設置に関する条例を廃止する条例案を提案するもの。